

専決処分について（五之橋架設工事（上部工）請負契約の変更）

本件は、^{ごのほし}五之橋架設工事（上部工）請負契約の変更について、専決処分しましたので、報告するものです。

【専決処分をした日（契約変更をした日）】

令和6年8月8日

【変更内容】

- 工期 契約締結の日の翌日から令和7年2月13日まで
→ 契約締結の日の翌日から令和7年4月30日まで

【変更理由】

五之橋架設工事の下部工の工期を延長したことに伴い、上部工の工期を変更する必要があるため

【契約の相手方】

千代田区神田神保町一丁目13番8号
矢田工業株式会社東京支店

- 当初契約を議決した議会
令和5年第3回定例会

【工事場所】

